

環境と色彩

大関徹

(色彩学研究室)

景観緑三法の成立過程

平成15年	
7月11日	美しい国づくり政策大綱 公表
7月31日	観光立国行動計画 公表
12月10日	自由民主党国土交通部会街並み景観小委員会報告
平成16年	
2月10日	景観法閣議決定
5月14日	衆議院本会議採決
6月11日	参議院本会議採決
6月18日	景観法公布
12月15日	景観法政省令公布 <ul style="list-style-type: none"> ●景観法施行令(平成16年政令第398号) ●景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号) ●都市計画区域外の景観重要樹木及び景観樹定に関する省令(平成16年農林水産省令・国土交通省令第4号) ●景観行政団体及び景観計画に関する省令(平成16年農林水産省令・国土交通省令・環境省令第1号) ●景観農業振興地域整備計画に関する省令(平成16年農林水産省令第97号)
12月17日	景観法施行(第3章を除く)、景観法運用指針発出
平成17年	
6月1日	第3章部分施行(景観地区等)

表1. 景観緑三法の成立過程
(出典「景観法の概要」国土交通省・地域整備局都市計画課2005)

画一的素材色で統一される現代の町なみ

情報や物の流通が活発になると地域色は失われる。その所以は事物に対する価値観が共通化してくるためである。色彩にも同様の傾向がある。環境を支配する色彩は、そのルーツが自然素材色にある。家を造るための素材である木材、土、石、焼き物などは元来それぞれの地方の自然環境に育まれた産地の色を持っていた。土の色ひとつをとってみても、確かに地方性は存在する。しかし、現在の地方都市の色彩的佇まいには大きな違いは発見できない。その原因は現代の建築に使用されるガラス、金属、石材等の素材の色に大きな違いがないからである。しかし、それらの材料の色域は、日本人が古くから馴染んできた嗜好領域色である自然素材色から大きく逸脱するものではなく、それに対して地方性を備えるべきだなどという議論は聞かない。

「騒色」が話題に

環境における色彩的な論議を呼んでいるものは、こうした自然素材的な色ではない。人工色材による色である。プラスチックやペイントによる色鮮やかな看板、ビルの外壁、夜の電飾などである。これらの色は、日本では1960年代後半から色彩専門家の間ではすでに是正すべきだとの意見が出ていた。一例を挙げれば、東京都において色が問題となったものに都バスの色がある。バスマニアのサイトなどを閲覧すると、当時の色彩の不評ぶりがよくわかる。東京都知事の名濃部氏の名が付された「みのベーカー」の異名をとった1968-80に使われたアイボリーと青のツートンカラーは、汚れが目立ち、非常に汚く見えたとの評がある。筆者が記憶しているものは、この色の後に出された黄色に濃い赤のデザインがある。暑苦しい印象で、不快だとの評が噴出した。1980年に街に出たものの翌年には廃止の憂き目にあっている。その後、1982年に出されたグリーンを基調としたデザインは好評で現在に至っているが、



1. 原色が溢れる日本の大都市繁華街の景観(新宿)

近年はボディ全面を広告でくるんだラッピングバスも多く目につく。日本の繁華街は色彩に溢れているが(写真1)、都バスのカラー問題は色彩が社会性を帯びているという視点を与える一つの契機ともなり、騒音ならぬ「騒色」として、環境開発の分野でも同様の関心が広がっていった。

景観緑三法の制定が環境の色彩意識を加速

戦後の高度成長期の中で、急速な開発による乱開発を規制する都市計画法(1968年)、歴史地区を保全するための古都保存法(1966年)などが制定されてきた。しかし1960年代当時は、色彩の規制事項はほとんどなかったため、人集めが重要な商業施設の看板、電飾類や、建築外装色に大胆な色を取り入れることには特に問題はなかった。神戸や京都など、歴史的な観光地では色彩的無秩序を規制する目的で自治体レベルで条例を策定し、一定の範囲を逸脱する色を検討するなどの措置はあったものの、強制力はなく、地域もごく一部に限られていた。

環境色彩のあり方が議論され、大きく広がっていく動きは、政府が景観緑三法を定めた時期からで、平成17年から施行されている。国土交通省発表の同法律の成立過程を表1に示す。この法律の背後には、美しい国づくり、観光立国への行動計画があり、①景観法、②景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、③都市緑地保全法等の一部を改正する法律の三法から成る。①の景観法が中心的な役割を持ち、②の関係法律の整備に関する法律では主に都市計画法と屋外広告物法等の整備が中心。そして、③では緑地地域の緑地率や都市公園制度の創設等を担うものとしている。これら三法が連携する形で都市景観を整備することとなるわけだが、その環境づくりのイメージを図1に掲げる。図のように景観緑三法は景観計画区域を対象とし、その区域内の良好な景観の形成を目的としたものである。

この法律の施行により、これまで法的拘束力がな

かった自治体レベルの条例が国の法的規制によって支えられる形となり、現在では500を越える自治体が景観条例を施行するに至っている。それらの条例の中で、色彩についてもさまざまなガイドラインが策定されている。しかし、物の色彩は社会的存在である一方、所有者個人の嗜好もある。

ランクロの「色彩地理学」手法をベースに展開

社会性と個人の嗜好をバランスさせることは、さまざま利害関係が絡むこともあり、悩ましい問題ではある。こうした問題に早くから取り組み、環境にマッチしたより良い色彩を策定する手法を提唱していた人物に、フランスの色彩研究家、ジャン・フィリップ・ランクロ(Jean-Philippe Lenclos:1938-)がいる。彼の色彩開発の手法は、1970年代以後、彼に師事してきた環境色彩デザイナーなどが中心となり、多くの実績を上げてきている。ランクロ氏は、口紅から都市開発まで、色彩という切り口でカラーデザインを手がけてきた人物だが、環境色彩に関しては「色彩地理学」を提唱し、まずは、対象地域の色彩的環境を緻密に調査することから始まる。色彩的環境とは、土の色、自然の植物の色、あるいは周辺の既存建造物の色などである。いわば、当該建築物の背景色を調査した上で、それらの背景色に対し、同調




図1. 景観法の対象地域のイメージ (出典「景観法の概要」国土交通省・地域整備局都市計画課2005)

田園地域 市街化調整区域
非耕種し得る土地
都市計画区域外

●色彩景観形成の方向性
高嶺ならではの豊かな自然が輝く景観の形成
豊かな緑や地域の暮らしとの一体感が感じられる、穏やかな色彩や自然素材等の色彩を継承し、人工物よりも豊かな自然がいつまでも色濃く感じられる共生の色彩景観の形成を目指します。

●色彩景観形成のイメージ




- 田園景観の中では、豊かな緑が生立つような景観を形成することが大切です。
- 建築物の色彩はできるだけ自然素材の色を継承し、木材や石材などを活かしたり、それらと調和した色彩を用いるようにします。
- 近隣の農家を修繕する場合もできるだけ元の色に近い色彩を用いることが大切です。

住宅地域 第一種低層住居専用地域
第一種・第二種中層住居専用地域
第一種・第二種住居地域、準住居地域

●色彩景観形成の方向性
暖かく落ち着いた雰囲気が響き合う景観の形成
住宅地にふさわしい心地よい街並みを形成するために、暖かく落ち着いた色彩を継承し、暮らしの豊かさを育み、資産となるような質の高い住宅地の景観形成を目指します。

●色彩景観形成のイメージ




- 建築物等の色彩は、現在の馴染みの景観となっているYR（黄赤）系、Y（黄）系の色を基本とし、落ち着いた低彩度色とします。
- 大規模な建築物等は、周辺に低彩度を与えないよう落ち着いた色彩を用い、大きな窓が顔の部分で与えるような分節化につとめます。
- 住宅地では緑木の緑が、うるおいややすらぎ、季節感を生かす重要な資産です。積極的な緑化に努めましょう。

図2-1

商業地域 近隣商業地域
商業地域

●色彩景観形成の方向性
高層高層が輝く活気と品格の景観形成
賑やかさの中にも落ち着いた色合いや高層の歴史が感じられる色使いなど、高層らしい色彩の工夫を積極的に行い、地域の魅力によって活気と品格を両立した街並み景観の形成を目指します。

●色彩景観形成のイメージ




- 建築物の景観色は高層の主要部だけでなく、周辺との（ガラスに）着目し、街並みから馴染みやすいように着目します。
- アクセント色や高層などにぜひ色を感じさせる要素は、道を歩く人の目につくように、低層部で取り扱います。
- ガラスのメリハリをわたることで、にぎわいと品格の（ガラスを）両立させることができます。

工業地域 準工業地域
工業地域
工業専用地域

●色彩景観形成の方向性
先進性と地域環境への配慮が調和した産業景観の形成
ものづくりの先進性と清潔感が感じられる色彩を基本とする。とくに、色彩を活かした外観の分節化や外構の緑化などにより、地域環境への配慮が感じられる産業景観の形成を目指します。

●色彩景観形成のイメージ




- 工場や倉庫などの建築物は威圧感が強く、とすると周辺的な印象を与えやすいものです。
- 建築調性も清潔感や親しみやすい色彩で、企業イメージをアピールするアクセントなどは建築物の形態に合わせたアクセントとして用います。
- 敷地内、コンクリート等の硬質面をなるべく、緑を充実させ、うるおいのある景観を演出することも大切です。

図2-2

特定沿道地域 国道17号沿道の準工業地域
市道環状橋沿道の準工業地域、商業地域
高崎 神流 秩父緑沿道の準工業地域ほか
※詳細は都市計画課へお問い合わせ下さい

●色彩景観形成の方向性
にぎわいと秩序が調和した沿道景観の形成
来訪者や市民に高崎市を強く印象づける幹線道路沿道の重要性をふまえて、にぎわいの中にも秩序や連続性が感じられる色使いにより、美しく快適な沿道色彩景観の形成を目指します。

●色彩景観形成のイメージ



- 幹線道路沿道にはチェーン店舗が多量に立ち並んでいます。それぞれの店舗が、独自性を主張しすぎると、景観の秩序が乱れるばかりでなく、道路を走行する自動車等の安全性を損なう恐れにもなります。
- 安全で快適な沿道景観を形成するため、建築物等の色は景観要素と見直し、広さの大きさや表裏が調和にならないように配慮して下さい。

図2-3



2. 高崎市の駅前の景観

図2-1~3、表2の典拠はいずれも「高崎市景観色彩ガイドライン」より

●建築物等の外壁の色彩基準（屋根の色彩についても別途色彩基準を設けています。)

色相区分	明度区分	田園地域の	住宅地域の	商業地域の	工業地域の	特定沿道地域の
		彩度の上限	彩度の上限	彩度の上限	彩度の上限	彩度の上限
R系	0.0R (10RP) ~ 4.9R	8.0を超えない	2.0以下	1.0以下	1.0以下	1.0以下
	5.0R	5.0以上8.0以下	1.0以下	2.0以下	2.0以下	2.0以下
	9.0R	2.0以下	2.0以下	2.0以下	2.0以下	2.0以下
Y系	5.0Y ~ 9.9Y	8.0を超えない	2.0以下	1.0以下	1.0以下	1.0以下
	0.0YR (10R) ~ 4.9YR	5.0以上8.0以下	2.0以下	4.0以下	2.0以下	4.0以下
	5.0YR ~ 9.9YR	8.0を超えない	2.0以下	2.0以下	2.0以下	2.0以下
B系	0.0B (10BP) ~ 5.0B	8.0を超えない	2.0以下	3.0以下	3.0以下	3.0以下
	5.0B	5.0以上8.0以下	3.0以下	6.0以下	4.0以下	6.0以下
	9.0B	2.0以下	2.0以下	2.0以下	2.0以下	2.0以下
G,Y,G,B,G,P,B,PRP系	0.0G ~ 9.9G	8.0を超えない	2.0以下	2.0以下	2.0以下	2.0以下
	5.0G	5.0以上8.0以下	1.0以下	2.0以下	2.0以下	2.0以下
	9.0G	2.0以下	2.0以下	2.0以下	2.0以下	2.0以下
無彩色系 (N)	0.0N ~ 9.9N	8.0を超えない	0	0	0	0
	5.0N	5.0以上8.0以下	0	0	0	0
	9.0N	2.0以下	0	0	0	0

表2. 高崎市色彩ガイドラインの色彩基準



3. 福井県武生市の蓬萊地区、蔵の辻の景観。平成13年に都市景観大賞受賞



4. 京都先斗町の風景

的な色彩と対照的な色彩、あるいはその地域に根付く伝統的な重要色の領域を設定し、その領域内から使用者の嗜好を大きく阻害しない色彩を選定させるというものである。多くの自治体で策定している景観色彩ガイドラインも大方はこの手法に準ずるものである。ひとつの事例として、筆者が2009年度に関わった群馬県高崎市の色彩ガイドラインについて簡単に紹介しよう。

日本では高彩度色を押さえ込む考え方が主流

同市では、図2-1~図2-3に示すように、地域を田園、住宅、商業、工業、特定沿道の5つに分け、マンセル表色系による色域を表2のように指定している。環境色彩では、基本的に大面積建造物の高彩度色を押さえ込むという考え方が強く、同市では田園、住宅、工業の各地域の彩度上限は低めに、色の目立ちがビジネスを左右する場合もある商業地域や沿道地域の彩度上限をやや高めとしている。彩度6という色は、それでも幾分強い色に入るが、住民を対象としたヒアリングでは、低彩度色の方に偏っている印象が強いのであろうか「くすんだ色では街が暗い印象になる」という懸念が多く聴かれた。こうした受け止め方は、逆に見れば溢れる高彩度色の景観に慣れているという現状の裏返しでもあろう。

もうひとつ、都市計画での色彩計画が注目を浴びた事例の一つに、横浜MM21(みなとみらい21)計画がある。同地域の色彩ガイドラインを図3に示す。エリアを、水辺、内陸部、みなとみらい大通り沿道の3つのエリアに分けている。日本の内陸に位置する高崎市が色の強さを押さえ、自然素材色のブラウン系を重視した設計としているのに対し、MM21の場合は海辺ということもあり、特に明度による街の明るさ感のアピールを重視した設計となっている。

しかしいずれにしても日本における建造物の色としては、看板や標識類を除けば(これが問題ではあるのだが)、原料である自然素材色の低彩度色域を重視したものが目立つ。高崎市の駅前風景(写真2)



5. チェコの世界遺産の町、チェスキー・クロムロフの景観



6. ドイツニュルンブルグの町なみ



7. 中世の町なみとして知られるドイツ・ディンケルスビュールの景観保存地区の佇まい



8. フランス・パリの町なみ

と、こうした自然素材的色彩のルーツとも言うべき町なみ風景の事例を写真3、4に掲げる。

高彩度色に寛容な欧州的色彩

自然素材色が建造物に使われるという点では世界各地も同様の傾向は強い。が、その色域はかなり広がる。欧州の景観事例をいくつか取り上げてみたい。欧州各国は歴史も古くまたその町並みも様々ではあるが、上空から眺めたときにまず感じるのは、屋根瓦の赤煉瓦色である。この色自体が日本で馴染んでいる木材色に比べ高彩度であるためであろうか、欧州各国の景観色彩は日本住宅と比較して高彩度色に対して寛容である。写真には、「中欧の宝石」と呼ばれる世界遺産の街、チェコのチェスキー・クロムロフ(写真5)、およびドイツのニュルンブルグ(写真6)、同じくドイツのディンケルスビュール(写真7)、それとフランス・パリ(写真8)を並べてみた。これらの中では、特にパリは抑制的な色であることがわかる。パリは都市の建造物を1年がかりで洗浄しているため、いつ訪れても建築物は写真のような明るいベージュ色をしている。彩度はマンセル彩度で2程度である。石材は石灰岩のライムストーンという

が、車の排気ガスや酸性雨等で汚れ易いので、メンテナンスがかかせないということなのであろう。パリの町なみが好きだという日本人が多いが、その一因には、自然素材色好きの日本人にとって、その落ち着いた石材色も一役買っているのだろう。

一方、チェスキー・クロムロフの場合には、彩度が比較的高く、中世の街を彩る他の色との調和にも違和感が生じない。ちなみに屋根瓦の色は彩度8程度であるから、日本では多くの自治体で規制対象になりそうな色域である。ドイツ・ディンケルスビュールの町なみ保存地域のように、塗色を施す文化がある地域の色はかなり彩度が高い。手前のオレンジは彩度9前後、右に並ぶ緑や黄の家並みは彩度4～6程度であり、日本における一般的な景観色彩のガイドラインの範囲を超える。

色彩は文化的背景に支えられている

近年、個人住宅で、比較的カラフルな輸入住宅が人気を呼んでいるという。日本の各地自治体の色彩ガイドラインは、大規模開発を規制するもので、単発の戸建て住宅までを対象とはしていない。したがって、漫画家・楳図かずお氏のまことちゃんハウスのような問題が起こる。まことちゃんハウスの場合には、楳図氏の全面勝訴となったが、それでも議論はまだ完全には収まってははいない。建築物は衣服などと違い、固定的に長い時間存在し、強い社会性がある。その色彩のあり方は、どのような場合でも周囲との関係性によって調和が成立するという事に留意する必要がある。ドイツ・ディンケルスビュールの事例を見てわかるように、建築物の周囲の色彩的環境は日本の都市とは異なり、のぼりや看板、電飾などのよけいな色が一切存在していない。ここでは建物群が明確に色彩的な主役となって互いが周囲と協調しながら存在している。色彩に社会性を与える作業とは、個々の色域が問題なのではなく、周囲への社会的配慮が住民の文化的ベースとしてあり、その配慮を色彩として表出させることに他ならない。

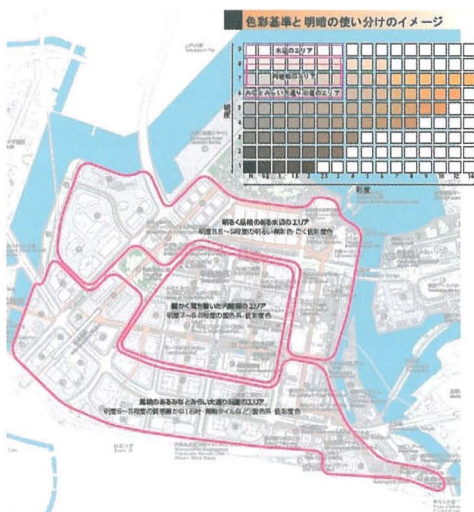


図3. 横浜みなとみらい21のエリア分けと色彩基準
出展「みなとみらい21中央区都市景観ガイドライン」